

建設業向けコースをご確認ください。

専門家派遣

- ✓ 有資格者の専門家が企業の内側から働き方改革促進をサポート
- ✓ 時間外労働の上限規制が適用される、いわゆる2024年問題に対応したコースもご用意しています

社会保険労務士・中小企業診断士・働き方改革コンサルタント・キャリアコンサルタントなどの専門家を、企業の課題や取組内容に応じて派遣します。

専門家による現場でのコミット型で企業ごとの課題の解決をサポートします。



働き方改革コンサルタント キャリアコンサルタント

こんなお悩みはありませんか？

- ✓ 働き方改革をしたいが、何から手をつけていいかわからない
- ✓ 従業員が長く続けられる職場環境にしたい
- ✓ 就業規則や各種制度の見直しを進めたい



申込対象： 都内の中小企業等の経営者や人事労務担当者
※常時雇用する労働者が2人以上999人以下
実施方法： 1社につき最大5回訪問（1回2時間程度）
費用： 無料

🗨️ 専門家派遣事例集



■ 一般コース

集中講座を受講後に、専門家派遣をお申しいただけます。



無料



一般コースを申込み



建設業向けコース

※集中講座をお申しいただければ、専門家派遣にもお申しいただけます。
ただし、専門家の派遣は、集中講座を1講座以上受講いただいた後となりますのでご注意ください。

■ 2024年問題対応コース【建設・運送業】 NEW

建設・運送業の方は、集中講座の受講にかかわらず、専門家派遣をお申しいただけます。

(2024年問題をテーマにした集中講座もぜひご活用ください！)

※すでに集中講座を受講していただいた企業は「一般コース」をお申してください。

<申込受付期間>

令和5年6月22日（木）9:00～令和5年12月28日（木）17:00

※予定数に達した場合は、申込期限前に締め切る場合があります。



無料



2024年問題対応コースを申込み



☑ 申込要件

- 当事業の集中講座を1講座でも受講完了していること（一般コースのみ）
- 都内で事業を営んでいること
- 常時雇用する労働者が2人以上999人以下の企業又は一般社団法人、一般財団法人等であること
- 賃金や労働時間に関する労働関係法令を遵守していること
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと